

久留米市議会基本条例【検証結果表】

条文		取組実績等	取組評価	条文改正及び今後の取組の考え方	意見等
前文	<p>(前文)</p> <p>地方分権の時代にあつて、久留米市議会が、議会の権能を発揮し、その責務を果たしていくためには、市長と議会という二元代表制の下、行政監視機能及び政策立案機能をさらに高めていく必要がある。</p> <p>また、議会は、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上を図るため、市長との緊張関係を保持し、市民から直接選挙で選ばれた代表としての自覚の下、市民の負託に応えられるように議会の資質を高め、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>よつて、ここに議会の基本的事項を定めた久留米市議会基本条例を制定する。</p>	(定義のため検証対象としない)			
第1章 目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の運営及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、議会が担うべき行政監視及び政策立案の役割を果たし、もつて、市民福祉の向上及び持続的で活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	(定義のため検証対象としない)			
第2章 議会、議長及び議員の活動原則	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指す。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。</p> <p>3 議会は、市民の関心を高め、分かりやすい議会運営に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（個人質問）の一問一答方式の導入。 ・常任委員会のユーチューブ配信の導入。 ・議会広報委員会での議会広報に関する取組（読みやすい市議会だより、議会情報をフェイスブックで発信）。 	B	改正なし、現状の取組を見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も一步一步、議会として進めていかなければならない。 ・SNSを活用した情報発信はできている。
	<p>(議長の活動原則)</p> <p>第3条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p> <p>2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。</p>		A	改正なし、現状の取組を維持	
	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによつて、市民の代表としてふさわしい活動をする。</p> <p>2 議員は、個別的、地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。</p>		A	改正なし、現状の取組を見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全体の向上をするのは当たり前だが、固定した範囲での活動になっている。 ・市民の福祉や市全体の発展の取組が非常に不十分。 ・市民から広く意見を聞く取り組みが必要。 ・一人の議員が持っている市民の実態の情報をほかの議員と共有する機会が少ないため、議員間討議や委員会での参考人の活用が必要。
	<p>(会派)</p> <p>第5条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、相互に研さんして活動する。</p>	(定義のため検証対象としない)			
第3章 市民と議会の関係	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、市民参加型の議会を目指し、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p> <p>4 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見を十分に活用して、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会のユーチューブ配信の導入。 ・議会広報委員と高校生との意見交換を実施（議会だよりに掲載）。 ・久留米大学からの依頼による市議会に関する講義実施（議会運営委員長及び副委員長による説明）。 ・議会情報をフェイスブックで発信 	B	改正なし、現状の取組を見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な意見を集約して各議員の情報を共有し、議会として検討研究を進めるべき。 ・広報（SNS、ユーチューブ配信を含む）は進んだが、市民との直接の意見交換の場がない。 ・常任委員会での専門的知見の活用が必要。 ・常任委員会と特別委員会の議事録公開の検討。

久留米市議会基本条例【検証結果表】

条文		取組実績等	取組評価	条文改正及び今後の取組の考え方	意見等
第4章 市長等と議会及び議員の関係	(市長等と議会及び議員の関係) 第7条 議会審議における議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。 2 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。 3 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。	・一般質問（個人質問）の一問一答方式の導入。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・不足している点もあるが、市長とはおおむね緊張関係を保っている。 ・執行部と議会の緊張関係という意味では、もっと工夫が必要。
	(重要政策等の説明) 第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、審議に必要と思われる情報を積極的に提示するよう求めるものとする。 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別又は事業別の分かりやすい説明を市長に求めるものとする。	・行財政改革調査特別委員会を設置し、重要政策（市民会館跡地）について議論し、市長へ提言書を提出。 ・予算決算審査の際に配付される説明資料がわかりやすくなった。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・特別委員会を積極的に活用して議論の場を増やすという点では不十分。 ・予算・決算審査の際に執行部の事業評価や縮小廃止した事業等に関する資料が必要。
	(政策評価) 第9条 議会は、市長等の政策執行について独自に評価を行うものとする。	・予算決算や常任委員会の所管事務調査で一部行っているものの、委員（議員）個人の発言でしかなく、議会としての取組実績なし。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・前回の見直し以降、取組実績がない。 ・市長の政策評価を定期的に行うことは重要。
	(議決事項の拡大) 第10条 法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。	・議決事項の拡大についての検討は進んでいない。	C	改正なし、現状の取組を見直し	・議決事項の拡大は必要。 ・2年に1回程度、議会運営委員会で議決事件の拡大が必要かどうか検討してはどうか。
第5章 議員間討議	(議員間討議) 第11条 議員は、議会の権能を発揮するため、委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。	・特別委員会や常任委員会の一部で委員間討議を行ったが、委員間討議の結果を踏まえた政策立案までには至っていない。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・議員間討議の機会は増えたが、政策立案や政策提言までには至っていない。 ・議員間討議を経て、議会での政策形成ができないか。 ・議員間討議の場を増やし、政策提言などへつながる研修会を実施してはどうか。
第6章 委員会の活動	(委員会の活動) 第12条 委員会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	・委員会資料は、閲覧用として傍聴者にも提供。（ただし、資料を持ち帰る場合は、情報公開の手続きが必要）	B	改正なし、現状の取組を見直し	・委員会の傍聴や情報公開等、諸手続の簡素化ができないか。 ・ホームページでの委員会資料公開について、検討してはどうか。
第7章 所管事務調査	(所管事務調査) 第13条 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。	・定期的に所管事務調査は適切に行っているが、委員（議員）個人から執行機関への質疑、要望で終わることがほとんどで、政策立案や提言に至っていない。 ・一部の委員会を除き、委員間討議もできていない。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・所管事務調査の回数は十分だが、政策立案や政策提言につながっていない。 ・所管事務調査が計画物の事前確認になっており、所管事務調査の項目決定に対する考え方の再検討が必要。
第8章 議員研修	(議員研修の充実強化) 第14条 議会は、議員の政策立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催することができるものとする。	・外部講師等による議員研修会を複数回実施。 ・毎回、ほぼ全員が参加。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・研修後、議員間・委員間での振り返りの機会が必要。 ・議員による研修委員会設置の検討。 ・新人議員研修の内容や手法の検討。 ・政務活動費を活用した積極的な研修等への参加。
第9章 議会の広報	(議会広報の充実) 第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	・議会だよりやSNS、ホームページ等で積極的に議会情報を公開。 ・議会だよりがわかりやすい内容となるよう紙面を改善。 ・常任委員会のユーチューブ配信の導入。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・広報紙やSNSで分かりやすい情報発信を行っている。 ・無関心層へのアプローチ手法の検討。 ・予算決算審査特別委員会の映像配信の検討。 ・議会広報の充実に関しては、議会広報委員会に引き継ぐ。

久留米市議会基本条例【検証結果表】

条文		取組実績等	取組評価	条文改正及び今後の取組の考え方	意見等
第10章 議員の政治倫理 及び定数	(議員の政治倫理) 第16条 議員は、久留米市政治倫理条例（平成3年久留米市条例第1号）を規範とし、当該条例を遵守しなければならない。	・多くの議員は遵守している。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・不祥事が出ているので、改選後に研修が必要。
	(議員定数) 第17条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。 2 議員定数を改める条例議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項及び法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。	・現在の議員定数は十分に考慮したものになっており、令和元年の検証後は議論していない。	B	改正なし、現状の取組を維持	・これまでと同様に、議員定数の検討が必要だと思われるときに提案し、協議していく。
第11章 政務活動費	(政務活動費) 第18条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、久留米市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年久留米市条例第4号）に基づき、適正に執行しなければならない。	・条例に基づき適正に執行しており、ホームページでも公開している。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・政務活動費の使い方は適正に行われているが、マニュアル見直しを含めた協議は必要。
第12章 議会事務局の 体制整備	(議会事務局の体制整備) 第19条 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努める。	・議会事務局の充実強化を進めてきた。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・事務局職員の増員。 ・法律や政策立案等に精通した職員配置の検討。
	(議会図書室) 第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	・新書購入案内や展示など議会事務局の努力で、蔵書数も充実し、活用しやすくなった。	B	改正なし、現状の取組を見直し	・電子書籍の導入検討など、利用しやすい形の検討。 ・中央図書館との連携の検討。
第13章 補則	(条例の位置付け) 第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	(定義のため検証対象としない)			
	(見直し手続) 第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。	・令和元年度の検証後、議会制度調査特別委員会を設置。 ・議会制度調査特別委員会での協議を経て、一問一答及び常任委員会のYouTube配信を導入。	B	一部改正が必要	【改正案】 第22条第1項 議会は、 <u>任期開始2年を経た後</u> 、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。